平成２１年（フ）第４１５号
佐賀県鳥栖市古賀町411－１　レオパレスＭＯＴＯＫＯＧＡ、住民票上の住所佐賀県佐賀市愛敬町１番４号
債務者　大坪　章二
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目19番８号　福地眞方、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目８番２号
債務者　比良　祐子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６号
沖縄県石垣市字登野城91番地　アイランド石垣306号
債務者　西島本みつ
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２０５号
福島県いわき市常磐上湯長谷町扇田51番地市営住宅583
債務者　和地　英夫
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０６号
福島県いわき市常磐上湯長谷町扇田51番地市営住宅583
債務者　和地　行成
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２５５号
茨城県古河市坂間７番地２
債務者　中島エリ香
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５６号
茨城県古河市坂間７番地２
債務者　中島　範幸
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５７号
茨城県古河市坂間７番地２
債務者　中島　チヱ
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３０１号
長野県松本市寿北２丁目６番２号、住民票上の住所長野県松本市鎌田１丁目９番24号コーポみどり１Ｆ－西
債務者　青木　正代
１　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３１７号
長野県塩尻市大字広丘吉田919番地９　坂井アパート２
債務者　池上　　愛
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９３号
佐賀県小城市芦刈町道免141番地２
債務者　筒井　友二
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
佐賀県鳥栖市布津原町49番地　松隈アパート
債務者　住吉　　登
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
佐賀県鳥栖市布津原町49番地　松隈アパート
債務者　住吉　博美
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
佐賀県佐賀市鍋島町八戸1400番地２、住民票上の住所佐賀県佐賀市新栄東３丁目７番17－201号
債務者　森　　義輝
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
佐賀県佐賀市鍋島町八戸1400番地２、住民票上の住所佐賀県佐賀市新栄東３丁目７番17－201号
債務者　森　アサ子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮1117番地１
債務者　横尾　智子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係